

# 基本目標 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる (健康・福祉・医療・介護分野)

## 施策 1-1 健康づくりの推進

### 施策の大綱

市民一人ひとりが自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関する意識の向上と正しい知識の普及を推進します。

また、生涯にわたって健康づくり活動が自主的に行われるよう、活動の支援体制の充実を図り、すべての市民が自分に合った取組を実践し、心身ともに充実した暮らしを営むことができる環境づくりを進めます。

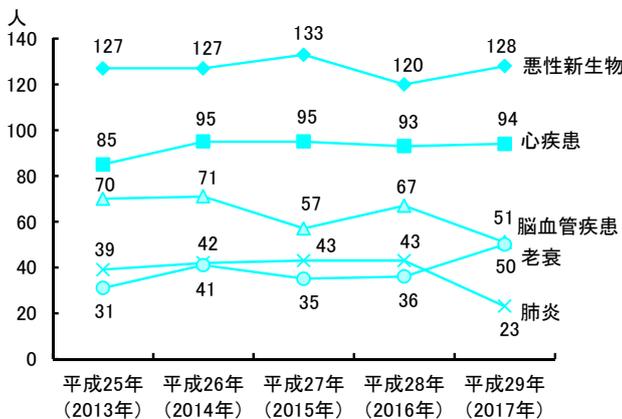
### 施策推進の背景と課題

悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患等、生活習慣に起因する疾患が死因の多くを占めています。このため、生活習慣病の予防と改善を中心とした健康増進、発症予防等、個人の健康づくりの支援に努めています。

市民意識調査では、「健康である」と感じている市民は8割を超えていますが、市民一人ひとりが自己の健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけていくことが必要です。

また、できるだけ長く心身ともに健康で暮らすことができるよう、若年期からの正しい生活習慣の習得と社会的ストレスの軽減に取り組んでいくことが必要です。

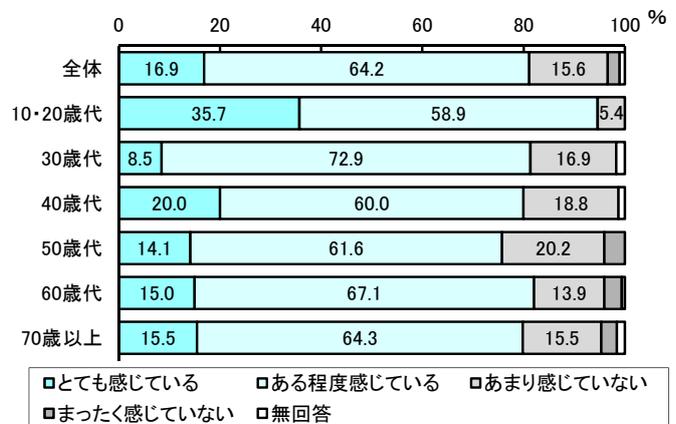
図表-16 主な死因別死亡数の推移



資料:千葉県衛生統計年報(人口動態調査)

※各年12月31日現在

図表-17 健康的な生活を送れていると感じている市民の割合



資料:平成30年(2018年)市民意識調査

## 施策の展開

### 1-1-1 健康意識の啓発と健康づくり活動の促進

#### 取組方針

健康に関する正しい知識の普及と健康に対する意識啓発を図ることで、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくり活動に取り組めるよう支援を図ります。

#### 取組内容

| 取組           | 取組の概要  | 主管課             |
|--------------|--|-----------------|
| 健康教育・健康教室の充実 | 市民が健康に対する正しい知識を習得できるよう、ライフステージに応じた健康教育・健康教室の充実に努めます。特に健康教育の講座を市民に周知し、様々な団体に出向いて実施することにより、知識の普及と健康づくりの取組を支援します。 | 健康管理課           |
| 健康づくり啓発事業の充実 | 健康意識の醸成を図るため、医療機関や関係団体等と連携しながら、健康づくりに関する啓発事業の充実に努めます。  | 健康管理課           |
| 心の健康づくりの推進   | 心の病気に関する情報や自殺予防に関する情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知や専門機関につなげる体制を整備します。   | 福祉課<br>健康管理課    |
| 地区組織の育成      | 地域の健康づくり活動を担う団体やボランティア等に対し、研修機会の充実に努めるとともに、団体やボランティア等、相互のネットワークの強化を図り、健康づくり意識の啓発に努めます。                         | 健康管理課<br>高齢者支援課 |

#### 数値目標

| 指標                      | 現状                   | 目標<br>(令和5年度)   |
|-------------------------|----------------------|---|
| 健康教育・教室参加人数             | 5,193人/年<br>※平成30年度末 | 5,200人/年  |
| 団体やボランティア等への研修会開催回数     | 14回/年<br>※平成30年度末    | 18回/年   |
| 健康的な生活を送れていると感じている市民の割合 | 81.1%<br>※平成30年7月    |  |

## 施策の展開

### 1-1-2 相談支援体制の充実

#### 取組方針

専門的な相談支援に応じることができる体制の強化を図り、市民が継続的に健康づくりに取り組めるように支援します。

### 取組内容

| 取組         | 取組の概要   | 主管課          |
|------------|---|--------------|
| 職員の専門知識の向上 | 健康相談、訪問指導、各種健康診査等において質の高い相談支援を行うため、職能別の研修等による職員の専門知識の向上に努めます。 | 健康管理課        |
| 個別支援体制の充実  | 専門的人材を確保し、個別支援・相談に応じることのできる体制の強化に努めます。                        | 健康管理課<br>総務課 |

### 数値目標

| 指標              | 現状                                   | 目標<br>(令和5年度)              |
|-----------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 健康相談利用人数(成人・母子) | 成人 848人/年<br>母子 1,686人/年<br>※平成30年度末 | 成人 1,000人/年<br>母子 1,800人/年 |

## 施策の展開

### 1-1-3 予防医療の推進

#### 取組方針

健康診査・各種検診や保健指導の充実を図り、生活習慣病や感染症等の疾病の早期発見・早期治療の促進と疾病の予防に努めます。

#### 取組内容

| 取組               | 取組の概要   | 主管課          |
|------------------|---|--------------|
| 受診しやすい健康診査・検診の実施 | 疾病の早期発見・早期治療を推進するため、より効果的で、市民のニーズに応じた受診しやすい各種健康診査・検診の実施に努めます。       | 健康管理課<br>市民課 |
| 受診勧奨の推進          | 特定健診、がん検診の受診率向上のため、節目健診及び未受診者への個別通知、受診勧奨チラシの配布等を実施します。              | 健康管理課<br>市民課 |
| きめ細かな事後指導の推進     | 通知等により利用者増加を図りながら、自己管理の必要性に対する認識の向上を図り、個別性を重視したきめ細かな事後指導を推進します。     | 健康管理課        |
| 効果の高い保健指導の実施     | 国保データベースシステムによる、医療費・疾病構造等の分析を行い、状態に応じた効果の高い保健指導を実施します。              | 健康管理課<br>市民課 |
| 生活習慣の改善に向けた取組の推進 | 生活習慣病の予防を図るため、食習慣、運動習慣等の改善に向けた取組が実践できるような教室を開催するとともに、対象者の参加促進を図ります。 | 健康管理課        |

| 取組       | 取組の概要  | 主管課   |
|----------|--|-------|
| 感染症予防の推進 | 感染症を予防するため、予防接種の促進を図るとともに、各種感染症に関する情報提供の充実に努めます。 | 健康管理課 |

### 数値目標

| 指 標                | 現 状                    | 目 標<br>(令和5年度) |
|--------------------|------------------------|----------------|
| メタボリックシンドローム*出現率   | 19.3%<br>※平成30年度末      | 14.0%          |
| がん検診受診率            | 12.6~46.8%<br>※平成30年度末 | 50.0%          |
| 特定健康診査*受診率         | 39.8%<br>※平成30年度末      | 60.0%          |
| 麻疹・風疹(MR)のワクチン*接種率 | 96.3%<br>※平成30年度末      | 95.0%以上の維持     |

## 施策の展開

### 1-1-4 「食育」の推進

#### 取組方針

食の大切さを理解し、正しい食習慣の実践へ向けた継続的な啓発や情報提供、各種体験教室等を実施します。

#### 取組内容

| 取組                      | 取組の概要  | 主管課                     |
|-------------------------|--|-------------------------|
| 家庭における食育の推進             | 食の大切さや学校給食の役割、家庭での食事の重要性等についての啓発に努め、家庭における食育の推進を図ります。                        | 学校教育課<br>健康管理課<br>産業振興課 |
| 正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進 | 市民一人ひとりが健全な食生活を実践するため、食生活指針に基づいた食事バランスガイド等により、食生活の乱れを防ぎ、正しく食べることができるよう支援します。 | 健康管理課<br>産業振興課          |
| 健康管理のための「食」の推進          | 「食」と「健康」が密接な関係にあることを周知するとともに、生活習慣病等を予防するため、「食」から始める健康が実践できるよう取り組みます。         | 健康管理課<br>産業振興課          |
| 食品の安全性や栄養に関する情報の提供      | 様々な媒体を通じて、食品の安全性や栄養に関する情報提供を行います。また、即時性の高い情報についても対応できるよう環境を整備します。            | 健康管理課<br>産業振興課<br>学校教育課 |

| 取組                   | 取組の概要  | 主管課                     |
|----------------------|--|-------------------------|
| 食育推進のための人材の活用と育成     | 様々な機会において、食育の推進が計画的かつ効果的に図られるようにするため、保健推進員や食育ボランティア等、食育にかかわる人材の育成を支援します。 | 健康管理課<br>産業振興課          |
| 体験を通じた食育の推進          | 食に関する体験教室等を推進するとともに、家庭教育学級による親子料理教室を通じて、食育に対する意識の醸成に努めます。                | 産業振興課<br>生涯学習課<br>健康管理課 |
| 飲食店等の事業者との連携による食育の促進 | 商工会や飲食店組合等と連携し、飲食店やスーパー等の事業者による地産地消 <sup>*</sup> や食と健康知識の普及等の取組を促進します。   | 産業振興課<br>健康管理課          |

### 数値目標

| 指 標                              | 現 状               | 目 標<br>(令和5年度)   |
|----------------------------------|-------------------|--|
| 食べ残しや廃棄を減らす努力をしている市民の割合          | 42.3%<br>※平成28年7月 | 50.0%  |
| 自分の食事が栄養バランスに偏りがあると不安に思っている市民の割合 | 30.5%<br>※平成28年7月 |  |

## 施策 1-2 高齢者支援の充実

### 施策の大綱

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステム\*の構築や介護保険サービスの充実に努めるとともに、高齢者の自立支援、要介護状態の軽減・悪化防止を図り、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、高齢者が自らの体力や志向に応じて自主的に活動できる場や、これまで培ってきた技術、経験を活かすことのできる場の充実に図ります。

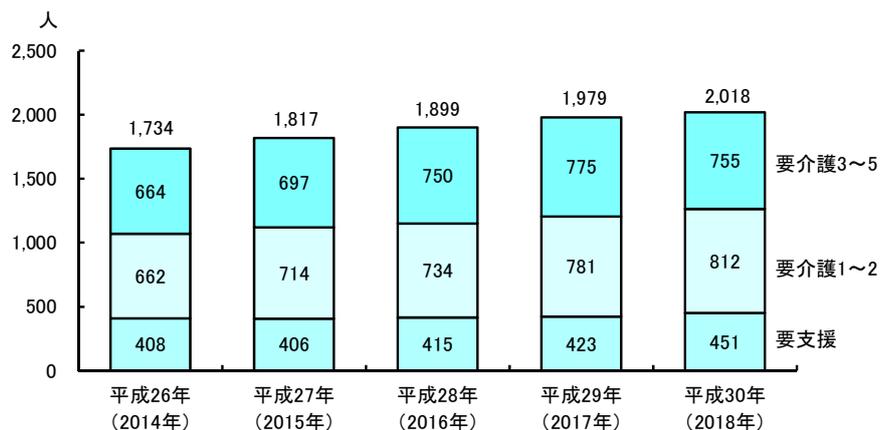
### 施策推進の背景と課題

要介護・要支援認定者数が年々増加していく中、高齢者の自立した暮らしを維持するためには、要介護状態への移行や重度化を防ぐための介護予防の取組が重要です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の整備等を行い、地域包括ケアシステム\*の構築を推進する必要があります。

一方で、「元気に歳を重ねていく」ための支援を充実させていくことが重要であり、高齢者が持つ豊富な知識や培われてきた技能を発揮することのできるまちづくりを進めていくことが必要です。

図表-18 要介護・要支援認定者数の推移



※各年3月31日現在

資料：市高齢者支援課

## 施策の展開

### 1-2-1 地域包括ケアシステムの充実

#### 取組方針

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム※）の構築を推進します。

#### 取組内容

| 取組                    | 取組の概要  | 主管課    |
|-----------------------|--|--------|
| 総合相談の周知・啓発            | 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて実施している高齢者や介護家族に対する総合的な相談の周知・啓発に努めます。   | 高齢者支援課 |
| 関係機関との連携強化            | 地域包括ケアシステム※の構築へ向け、医療、介護、介護予防等の支援が包括的に提供できるよう、関係機関との連携強化を図ります。  | 高齢者支援課 |
| 一人暮らし高齢者の見守りネットワークの充実 | 急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、地域交流による見守り活動と緊急通報装置の利用を推進するとともに、定期的に高齢者と関わりを持つ民間事業者と連携して、高齢者の見守りネットワークの充実を図ります。 | 高齢者支援課 |
| 家族介護者に対する支援の充実        | 高齢者を介護している家族に対し、正しい介護技術の普及と身体的、精神的負担の軽減を図ります。  | 高齢者支援課 |

#### 数値目標

| 指標                 | 現状                   | 目標<br>(令和5年度) |
|--------------------|----------------------|---------------|
| 地域包括支援センターにおける相談件数 | 1,559件/年<br>※平成30年度末 | 1,700件/年      |
| 緊急通報装置貸与件数         | 105件<br>※平成30年度末     | 132件          |

## 施策の展開

### 1-2-2 認知症対策の推進

#### 取組方針

認知症になっても地域で安心して暮らしていけるように、正しい知識の普及啓発を図る等、認知症の人を地域全体で支えることができる体制を整えていきます。

## 取組内容

| 取組                | 取組の概要   | 主管課    |
|-------------------|---|--------|
| 認知症地域支援体制の構築      | 認知症の人に対応したサービスの充実や認知症地域支援推進員※等の専門性の高い人材の確保と併せ、認知症に対する正しい知識や対処方法の習得支援等、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。         | 高齢者支援課 |
| 関係機関等の連携の推進       | 認知症の人の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、地域包括支援センター、介護サービス従業者、認知症サポーター等の地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ります。 | 高齢者支援課 |
| 認知症初期集中支援チームによる支援 | 認知症初期集中支援チームによる認知症の人やその家族に対する認知症初期段階の包括的かつ集中的な支援を行っていきます。また、認知症初期集中支援チーム検討委員会において、チームの活動状況及び認知症施策の検討を行っていきます。 | 高齢者支援課 |

## 数値目標

| 指標              | 現状                 | 目標<br>(令和5年度) |
|-----------------|--------------------|---------------|
| 認知症サポーター登録者数    | 3,834人<br>※平成30年度末 | 5,300人        |
| 認知症地域支援推進員※配置人数 | 5人<br>※平成30年度末     | 7人            |

## 施策の展開

### 1-2-3 介護保険サービスの充実

#### 取組方針

利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保及び質の向上を図り、安心してサービスが利用できる体制と仕組みづくりを推進します。

#### 取組内容

| 取組               | 取組の概要  | 主管課    |
|------------------|--|--------|
| 介護支援専門員へのサポートの充実 | 介護支援専門員の資質を高めるための取組の充実を図るとともに、相談・指導及び困難事例に対する助言等を行います。また、事例検討会や介護保険事業者連絡会における研修会を開催し、情報交換や技術・知識の習得の場を設定する等の支援を行い、地域の実情に合ったケアマネジメント※ができる環境の構築を図ります。 | 高齢者支援課 |

| 取組            | 取組の概要   | 主管課    |
|---------------|---|--------|
| サービス提供基盤の充実   | 需要の高まりに応じた介護保険サービス基盤の強化に努めるとともに、サービスの質を高めるための支援の充実を図ります。    | 高齢者支援課 |
| 介護人材の確保       | 介護支援専門員や介護福祉士等の介護に関する専門的人材の養成及び資質の向上に努めます。                  | 高齢者支援課 |
| 介護保険サービスの利用促進 | 社会福祉法人に対し利用者負担軽減制度事業の実施を促進し、低所得者で生計が困難な人の介護保険サービスの利用を促進します。 | 高齢者支援課 |

#### 数値目標

| 指標                   | 現状             | 目標<br>(令和5年度) |
|----------------------|----------------|---------------|
| 介護職員初任者研修受講費用助成金交付者数 | 1人<br>※平成30年度末 | 41人           |

### 施策の展開

#### 1-2-4 介護予防の推進

##### 取組方針

地域の実情に応じて、市民等を含めた多様な主体と連携しながら、介護予防の取組を推進します。

##### 取組内容

| 取組                 | 取組の概要   | 主管課    |
|--------------------|---|--------|
| 介護予防・生活支援サービス事業の充実 | 既存のサービスに加えて、NPO*法人、民間企業、ボランティア等、地域の多様な主体による高齢者の生きがい対策や介護予防を支援し、高齢者の互助・自立を促します。          | 高齢者支援課 |
| 一般介護予防事業の充実        | 介護予防のため「いきいき百歳体操」の普及を図る等、市民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。 | 高齢者支援課 |

#### 数値目標

| 指標                       | 現状               | 目標<br>(令和5年度) |
|--------------------------|------------------|---------------|
| 多様な主体による介護予防・生活支援サービスの実施 | 未実施<br>※平成30年度末  | 実施            |
| いきいき百歳体操の参加者数            | 340人<br>※平成30年度末 | 1,000人        |

## 施策の展開

### 1-2-5 高齢者の虐待防止と権利擁護

#### 取組方針

高齢者虐待の理解促進と関係機関との連携強化により、虐待の防止及び早期発見と適切な対応に努めます。また、成年後見制度\*に関する相談・情報提供の充実を図り、利用促進を図ります。

#### 取組内容

| 取組                        | 取組の概要   | 主管課           |
|---------------------------|---|---------------|
| 高齢者虐待防止のための意識啓発とネットワークづくり | 高齢者虐待に対する正しい知識の普及や理解を深める取組を推進するとともに関係機関とのネットワークを構築し、虐待の防止及び早期発見・対応につなげます。 | 高齢者支援課        |
| 成年後見制度*の周知と利用促進           | 権利擁護に関する相談窓口の充実に努めるとともに、成年後見制度*の周知及び利用促進を図ります。                            | 高齢者支援課<br>福祉課 |

#### 数値目標

| 指標               | 現状                | 目標<br>(令和5年度) |
|------------------|-------------------|---------------|
| 高齢者虐待防止ネットワークの構築 | 未構築<br>※平成30年度末   | 構築            |
| 成年後見制度*相談件数      | 27件/年<br>※平成30年度末 | 35件/年         |

## 施策の展開

### 1-2-6 活躍の場と生きがいの創出

#### 取組方針

これまで培われた経験や知識を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、多くの人との交流機会や就業機会の確保等、社会参加への支援を図ります。

#### 取組内容

| 取組              | 取組の概要  | 主管課    |
|-----------------|--|--------|
| シルバー人材センターの運営支援 | 登録者数の増加や新たな需要開拓等、シルバー人材センターの運営支援を行い、長年培ってきた経験や知識、技術を活かす就業機会の確保に努めます。 | 産業振興課  |
| シニアクラブ活動の支援     | シニアクラブへの活動の場の提供や活動費の助成、活動の幅を広げるための情報提供を行うとともに、新規加入の支援を図ります。          | 高齢者支援課 |

| 取組                 | 取組の概要   | 主管課             |
|--------------------|---|-----------------|
| 興味や意欲に応じた学習の場の充実   | 高齢者が興味や意欲に応じて学習することができる機会の充実を図るとともに、市が開催する講座等への参加促進を図ります。                       | 生涯学習課           |
| 高齢者の知識や能力を発揮する場の充実 | これまでの経験や生涯学習等で得た知識や技術を地域活動に還元する取組の充実に努めます。                                      | 高齢者支援課<br>生涯学習課 |
| 高齢者の集いの場づくりの支援     | 地域と連携・協力しながら「いきいき百歳体操」等を通して、高齢者が気軽に集うことができる集いの場づくりを支援するとともに、地域での自主的な交流活動を支援します。 | 高齢者支援課          |

### 数値目標

| 指 標                     | 現 状                  | 目 標<br>(令和5年度) |
|-------------------------|----------------------|----------------|
| シルバー人材センター受注件数          | 2,558件／年<br>※平成30年度末 | 2,600件／年       |
| 寿大学講座（公民館・生涯学習センター）参加者数 | 1,559人／年<br>※平成30年度末 | 1,700人／年       |

## 施策 1－3 障害者支援の充実

### 施策の大綱

障害のある人が家庭や地域で自立した生活を送るために、専門的人材の確保・育成を図りながら、障害者（児）への福祉サービス提供基盤の充実と就労の拡大を図ります。

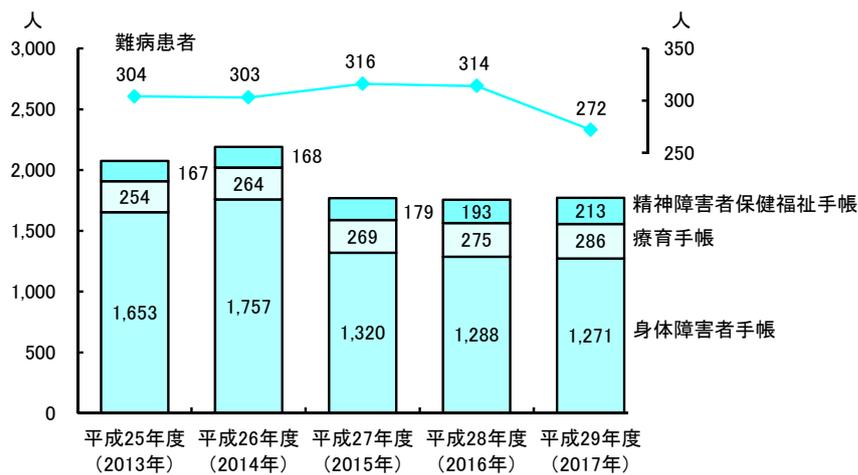
また、障害に対する正しい知識と理解を促す普及啓発や、様々な人との交流機会づくり等により障害のある人の社会参加を促進します。

### 施策推進の背景と課題

障害者自身や家族の高齢化が進み、発達障害等への対応の充実等、障害福祉へのニーズはますます多様化しているため、障害者施策のさらなる充実を図ることが求められています。

自立した日常生活や社会生活が営めるよう支援を行うとともに、「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」の理念に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図っていく必要があります。

図表-19 障害者手帳所持者数等の推移



注：平成27年度から身体障害者手帳の算出方法が変更。

資料：市福祉課

## 施策の展開

### 1-3-1 生活支援サービスの充実

#### 取組方針

サービス実施事業者や相談支援事業者の充実を図り、一人ひとりの状況やニーズに応じた多面的なサービスを受けることができる体制を強化することで、生活の質の向上を図ります。

#### 取組内容

| 取組                | 取組の概要   | 主管課 |
|-------------------|---|-----|
| サービス提供事業者の確保と質の向上 | 障害の特性に応じたきめ細かなサービス提供を図るため、サービス提供事業者との連携を強化し、限られた社会資源の中で必要なサービスの確保及び質の向上に努めます。 | 福祉課 |
| 地域生活支援事業の周知       | 移動支援事業や日中一時支援事業等、地域生活を支える地域生活支援事業のさらなる周知と利用促進を図ります。                           | 福祉課 |
| 地域活動支援センターの充実     | いきいきと過ごすことのできる活動の場として、地域活動支援センターの受入体制の強化に努めます。                                | 福祉課 |
| 生活の場の確保           | 入所施設及びグループホームの充実を図り、安心して暮らすことのできる生活の場の確保を図ります。                                | 福祉課 |
| 相談支援体制の充実と周知      | 相談窓口や相談支援事業者の充実と周知を図るとともに、各種団体で構成している障害者自立支援協議会の活動の充実を図ります。                   | 福祉課 |

#### 数値目標

| 指標                  | 現状                    | 目標<br>(令和5年度) |
|---------------------|-----------------------|---------------|
| 地域活動支援センター事業所数・利用者数 | 3か所・45人／年<br>※平成30年度末 | 3か所・49人／年     |
| 施設から地域へ生活の場を移行する人数  | 1人<br>※平成30年度末        | 6人            |

## 施策の展開

### 1-3-2 広報・啓発の充実

#### 取組方針

すべての市民がお互いに尊重し、障害に対する理解を深めていくことができるよう、家庭や地域、学校、職場等のあらゆる場や機会を通じた啓発活動を推進します。

## 取組内容

| 取組               | 取組の概要  | 主管課          |
|------------------|--|--------------|
| 福祉意識の高揚と正しい知識の普及 | 広報紙やパンフレット、ホームページ等のほか、積極的にイベント等に参加し、福祉意識の高揚や障害に対する正しい知識の普及を図ります。           | 福祉課          |
| 交流機会の充実          | 「障害者週間」をはじめ、様々な機会において障害のある人もない人も一緒に参加できるイベントの開催を支援し、障害者自立支援協議会の活動のPRに努めます。 | 福祉課          |
| 福祉教育の推進          | 学校教育において、ボランティア体験をはじめ障害に対する理解を深める取組を推進します。                                 | 福祉課<br>学校教育課 |

## 数値目標

| 指 標      | 現状               | 目標<br>(令和5年度) |
|----------|------------------|---------------|
| 啓発記事掲載回数 | 2回／年<br>※平成30年度末 | 3回／年          |

## 施策の展開

### 1-3-3 保健・医療との連携

#### 取組方針

関係機関と連携し、疾病等の早期発見に努めるとともに、ライフステージや心身の状況に応じた医療やリハビリテーションの的確な提供に努めます。

#### 取組内容

| 取組           | 取組の概要  | 主管課                  |
|--------------|--|----------------------|
| 疾病等の早期発見の促進  | 関係機関と連携をしながら、疾病の早期発見に向けた取組を推進します。また、発達支援については、個別相談の充実と匝瑳市マザーズホーム等との連携を促進します。 | 健康管理課<br>福祉課         |
| 各種医療制度等の周知   | 誰もが適切な医療が受けられるよう、医療に対する各種助成制度の充実及び周知の徹底を図ります。                                | 健康管理課<br>市民病院<br>福祉課 |
| リハビリテーションの充実 | 障害者の健康の維持・回復に向け、ライフステージや心身の状況に応じたリハビリテーションの充実を図ります。                          | 福祉課                  |

## 数値目標

| 指 標            | 現 状            | 目 標<br>(令和5年度) |
|----------------|----------------|----------------|
| 自立訓練（機能訓練）利用者数 | 2人<br>※平成30年度末 | 5人             |

## 施策の展開

### 1-3-4 療育・教育体制の充実

#### 取組方針

障害のある人に対して家庭や地域が理解と認識を深めるとともに、福祉、医療、保健、教育の各分野が連携し、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。また、障害の発見から相談・指導・支援に至るまでの一貫した療育・教育を行うための相談支援体制の充実に努めます。

#### 取組内容

| 取組          | 取組の概要   | 主管課          |
|-------------|---|--------------|
| 療育施設の充実     | 障害児の健全な成長を促進するための施設・体制の充実に努め、保護者等に対する助言・指導等、家庭への支援の充実に努めます。                                       | 福祉課          |
| 障害児保育の充実    | 障害児を受け入れる保育所を支援し、健常児との集団保育を通じて、障害児の健全な成長と健常児の障害に対する理解促進を図ります。                                     | 福祉課          |
| 特別支援教育※の充実  | 通常の学級において、すべての児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援（インクルーシブ教育※）を図るとともに、障害のある児童生徒に対する合理的配慮の適切な提供を行います。 | 学校教育課        |
| 相談支援の推進     | 出生からの成育等を記録したライフサポートファイル※を活用し、障害の早期発見・早期療育から学校教育、進路指導に至るまでの一貫した相談支援を推進するとともに、関係機関との情報交換を進めます。     | 福祉課<br>学校教育課 |
| 家庭への相談支援の充実 | 関係機関と連携しながら、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、家庭への支援の充実に努めます。   | 福祉課          |

## 数値目標

| 指 標                 | 現 状               | 目 標<br>(令和5年度) |
|---------------------|-------------------|----------------|
| 匝瑳市マザーズホーム利用者（契約人数） | 45人／年<br>※平成30年度末 | 60人／年          |

| 指 標               | 現 状                     | 目 標<br>(令和5年度) |
|-------------------|-------------------------|----------------|
| 障害児保育実施か所数（助成か所数） | 12 か所（0 か所）<br>※平成30年度末 | 12 か所（8 か所）    |
| ライフサポートファイル※配布件数  | 133 件<br>※平成30年度末       | 200 件          |

## 施策の展開

### 1-3-5 就労支援・社会参加の促進

#### 取組方針

それぞれの障害の状況や能力、意欲に応じ、雇用・就労に向けた支援と経済的な支援の充実を図るとともに、幅広い地域社会活動への参加を促す環境整備を推進します。

#### 取組内容

| 取組                | 取組の概要  | 主管課          |
|-------------------|--|--------------|
| 雇用機会の拡大と定着支援      | 関係機関との連携・協力のもと、各種制度の活用を促進しながら、雇用機会の拡大を図るとともに、就労後の定着に向けた指導を行います。  | 福祉課          |
| 福祉的就労の場の充実        | 一般雇用が困難な障害者の就労の場を確保するため障害福祉サービスによる就労支援の充実を図るとともに、就労支援事業所や地域活動支援センターの充実を図ります。また、一般就労へ向けた支援の提供や工賃の向上等、さらなる利用者ニーズを充足できる体制づくりを目指します。 | 福祉課          |
| 障害者が気軽に参加できる活動の支援 | 各種文化活動等、障害のある人もない人も共に活動できる地域活動の構築を図ります。  | 福祉課<br>生涯学習課 |
| 障害者スポーツの推進        | 障害者スポーツ大会やレクリエーション活動等への参加を支援します。   | 福祉課<br>生涯学習課 |
| 移動支援及び意思疎通支援の充実   | 障害者の社会参加を促進するため、移動支援及び意思疎通支援の充実を図り、事業の周知を徹底します。  | 福祉課          |
| 割引制度・各種手当等の周知     | 公共交通機関や各種施設等が行う割引制度や各種手当の周知を徹底します。   | 福祉課          |
| 生活環境の整備           | 公共施設や公共交通機関をはじめ、様々な場においてバリアフリー※化を推進します。  | 関係各課         |

#### 数値目標

| 指 標        | 現 状                | 目 標<br>(令和5年度) |
|------------|--------------------|----------------|
| 移動支援事業利用者数 | 30 人／年<br>※平成30年度末 | 35 人／年         |

| 指 標                | 現 状              | 目 標<br>(令和5年度) |
|--------------------|------------------|----------------|
| 意思疎通支援事業利用者数       | 5人／年<br>※平成30年度末 | 9人／年           |
| 福祉的就労から一般就労に移行する人数 | 5人<br>※平成30年度末   | 10人            |

## 施策 1－4 子育て支援の充実

### 施策の大綱

子育て世代の経済的負担軽減を図り、すべての親が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進します。地域全体に子育てに関する相互支援の輪を広げ、共に助け合い、子育て家庭が気軽に集まり相談できる拠点の充実を図ります。

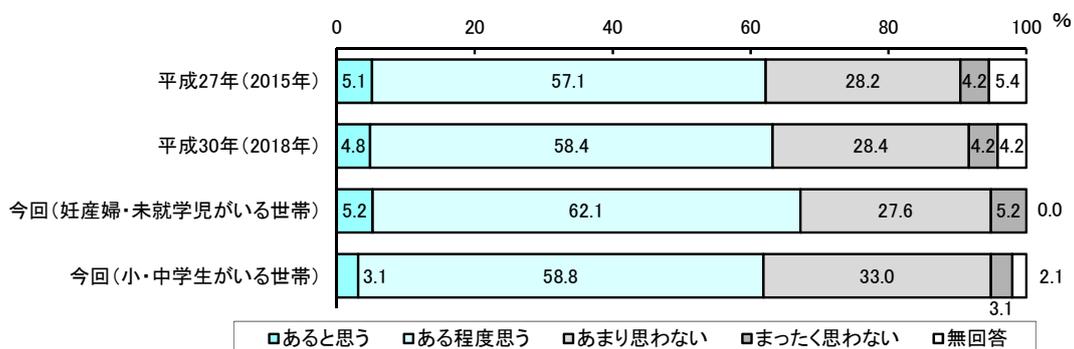
また、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図る等、地域の関係機関による切れ目のない支援を提供するとともに、ひとり親家庭への支援等の実施を図ります。さらに、子育て世代が仕事と家庭の両立を図れるよう環境づくりを推進します。

### 施策推進の背景と課題

共働き家庭の増加、女性就労者の就労形態の変化に伴い、多様な保育ニーズが高まっています。また、出産・子育てに係る経済支援の充実や、放課後児童クラブ等の充実を図る等の子どもの居場所の確保を求める声が挙がっています。

市民意識調査の結果をみると、平成 27 年（2015 年）の調査結果と比べて子育てしやすい環境であると感じる人の割合はやや増加し、妊産婦や未就学児がいる世帯では、全体に比べてその割合が高くなっています。若者に定住してもらうためにも、引き続き子育て不安の解消や孤立を感じることなく、安心して子育てできる環境を整備することが重要です。

図表-20 子育てしていく上で暮らしやすい地域だと思う市民の割合



資料：平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

## 施策の展開

### 1-4-1 子育て家庭への支援の充実

#### 取組方針

子育て家庭を支援するサービスの充実と情報提供及び相談支援体制の強化を図るとともに、子育てに対する不安の解消と経済的負担の軽減に努めます。

#### 取組内容

| 取組               | 取組の概要   | 主管課                   |
|------------------|---|-----------------------|
| 子育て支援サービスの充実     | 子育ての相談や親子でのふれあいによる支援環境の充実のために、つどいの広場や子育て世代包括支援センター等の内容の充実を図ります。                               | 福祉課<br>健康管理課          |
| 保育所等における子育て支援の充実 | 保育所や幼稚園の預かり保育等において、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭の就労等を支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。 | 福祉課<br>学校教育課          |
| 子育てサークルの活動支援     | 子育てサークル等の自主的な活動に対し、情報提供や助言、活動の場の提供等の支援を行い、子育ての悩みや負担の軽減に努めます。                                  | 福祉課                   |
| 子育てに関する情報提供      | 子育てに関する情報を保護者にわかりやすい内容で提供するとともに、本市の子育て施策や子育て環境の良さについて、市内外へのPRを推進します。                          | 福祉課<br>健康管理課          |
| ひとり親家庭への支援の充実    | ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立に向け、各種制度の周知や情報提供、優先的利用等の配慮のほか、母子・父子自立相談員等による相談支援の充実を図ります。                   | 福祉課                   |
| 経済的負担の軽減         | 保育料等の減免や各種手当の支給、子ども医療費等の助成とともに、学校給食費の無償化等についての検討を進める等、制度の充実による経済的負担の軽減に努めます。                  | 福祉課<br>健康管理課<br>学校教育課 |

#### 数値目標

| 指標         | 現状                   | 目標<br>(令和5年度) |
|------------|----------------------|---------------|
| つどいの広場利用者数 | 6,599人/年<br>※平成30年度末 | 9,000人/年      |
| 一時保育実施か所数  | 8か所<br>※平成30年度末      | 8か所           |
| 子育てサークル数   | 1サークル<br>※平成30年度末    | 2サークル         |

| 指 標                           | 現 状               | 目 標<br>(令和5年度) |
|-------------------------------|-------------------|----------------|
| 子育てをしていく上で、暮らしやすい地域だと思える市民の割合 | 63.2%<br>※平成30年7月 | 70.0%          |

## 施策の展開

### 1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり

#### 取組方針

地域資源を活用しながら、市民相互の支え合い等、地域住民や行政が協力し合い、子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。

#### 取組内容

| 取組                  | 取組の概要   | 主管課                     |
|---------------------|---|-------------------------|
| 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり | 子育てを支援したい人と支援を必要としている人をつなぐ仕組みの構築等、地域の有する資源を最大限に活用したファミリーサポートセンター*事業の実施について検討します。        | 福祉課                     |
| 地域における体験・交流活動の活性化   | 地域との連携・協力のもと、子ども達が地域で様々な体験・交流活動を行うことができるための環境づくりを支援します。                                 | 生涯学習課                   |
| 公共施設等の有効活用          | 地区コミュニティセンターや集会所、学校、公民館といった公共施設等を子どもや親子の交流・学習拠点として有効活用を図ります。とりわけ高齢者や幼児の集いの場としての活用を図ります。 | 環境生活課<br>学校教育課<br>生涯学習課 |
| 児童委員・主任児童委員の活動支援    | 子育てに関する相談や見守り、児童相談所への窓口等を担う児童委員及び主任児童委員の活動を周知するとともに、活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。               | 福祉課                     |
| 地域における子育て意識の醸成      | 広報やホームページ等を活用し、地域ぐるみでの子育て支援に対する意識の醸成を図ります。また、地域住民の協力を得ながら、見守り活動の組織づくりを進めます。             | 福祉課                     |

## 施策の展開

### 1-4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 取組方針

仕事と生活の調和のとれた生活が送れるよう環境づくりに努めるとともに、事業所に対しても働きかけを行います。

## 取組内容

| 取組                   | 取組の概要   | 主管課          |
|----------------------|---|--------------|
| 保育所等における子育て支援の充実【再掲】 | 保育所や幼稚園の預かり保育等において、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭の就労等を支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。 | 福祉課<br>学校教育課 |
| 病児・病後児保育の実施体制の整備     | 急な発熱等の病気にかかった子どもを預かる病児・病後児保育の実施について検討します。   | 福祉課          |
| 放課後の子どもの居場所の確保       | 放課後の子どもの居場所確保のため、地域の人材と連携し、学校施設等を利用した放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。                               | 学校教育課        |
| 働き方改革の促進             | 仕事と生活の調和のとれた生活が送れるようワーク・ライフ・バランス*の考え方を広く啓発し、市内事業所へ浸透させることにより、事業所の働き方の改革につながるよう働きかけを行います。      | 産業振興課        |
| 父親の育児参加の促進           | 父親の育児参加を促進するため、両親学級の充実及び参加促進を図ります。  | 健康管理課        |

## 数値目標

| 指標               | 現状                | 目標<br>(令和5年度) |
|------------------|-------------------|---------------|
| 病児・病後児保育実施か所数    | 0 か所<br>※平成30年度末  | 1 か所          |
| 放課後児童クラブ実施か所数    | 12 か所<br>※平成30年度末 | 12 か所         |
| 積極的に育児をしている父親の割合 | 57.4%<br>※平成30年度末 | 60.0%         |

## 施策の展開

### 1-4-4 母子の健康づくり支援の充実と児童虐待の防止

#### 取組方針

妊娠・出産における母子の健康づくりに向けた支援の充実を図ります。また、児童虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制づくりを進めるとともに、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援を行います。

男女間のあらゆる暴力の根絶と人権侵害の防止に向けた取組を推進します。

## 取組内容

| 取組                  | 取組の概要   | 主管課                   |
|---------------------|---|-----------------------|
| 安全な妊娠・出産のための支援の充実   | 地域の医療機関と連携を図りながら、妊娠中の健康管理に対する意識啓発や正しい知識の普及、不安解消に向けた相談・助言を行います。                                      | 健康管理課                 |
| 不安や悩みの解消に向けた取組      | 子育てに関する不安や悩みを解消するため、健康診査や各種相談事業等、様々な機会を通じて専門家による相談・指導を行います。   | 健康管理課                 |
| 孤立感の解消に向けた取組        | ストレスや孤立感を抱かないよう妊娠中から継続して産後においても必要な育児情報を提供し、個別支援を実施します。また、一時預かりやつどいの広場での交流等、保護者がリフレッシュできる取組の充実を図ります。 | 福祉課<br>健康管理課          |
| 子どもの保健対策の充実         | 乳幼児健康診査の実施、予防接種の勧奨、家庭訪問や相談体制の充実、未熟児医療の支援等、子どもの健康づくりの充実を図ります。  | 健康管理課                 |
| 児童虐待の早期発見と適切な保護     | 児童虐待の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関による要保護児童対策地域協議会の強化を図り、幅広い情報交換及び迅速な対応に努めます。                                | 福祉課<br>健康管理課<br>学校教育課 |
| 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の保護 | 人権侵害や暴力を未然に防止するための情報提供を充実させるとともに、関係機関等と連携しながら相談窓口及び保護体制の充実を図ります。                                    | 福祉課<br>秘書課            |

## 数値目標

| 指 標              | 現 状                | 目 標<br>(令和5年度) |
|------------------|--------------------|----------------|
| 乳幼児健診未受診者の実態把握率  | 100.0%<br>※平成30年度末 | 100.0%<br>の維持  |
| 要保護児童対策地域協議会開催回数 | 4回／年<br>※平成30年度末   | 4回／年           |
| 乳幼児健診受診率         | 97.5%<br>※平成30年度末  | 100.0%         |

## 施策 1-5 医療体制の充実

### 施策の大綱

地域の中核病院である国保匝瑳市民病院について、医師や看護師等の医療従事者の確保・育成、施設や設備の充実と質の向上を図ります。

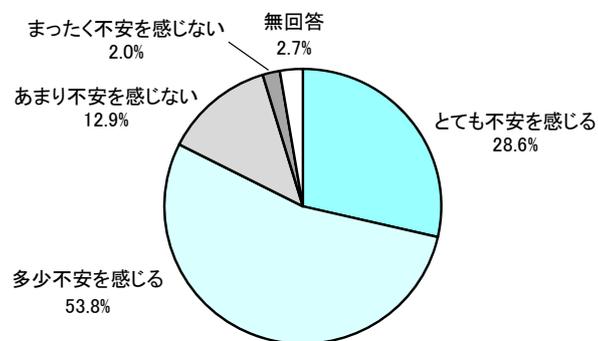
また、広域的な医療連携を図るとともに、身近な医療体制として在宅医療の充実、病院と地域の開業医の連携促進及び救急医療体制を充実させ、市民がいつでも安心して医療が受けられる医療体制の強化を図ります。

### 施策推進の背景と課題

本市では、国保匝瑳市民病院が地域の中核病院機能を担っています。千葉大学や旭中央病院との連携強化等により、医師の確保に取り組んでいますが、充足には至っていない状況にあります。また、病院経営の健全化とともに、施設の老朽化による建替え整備についても課題となっています。

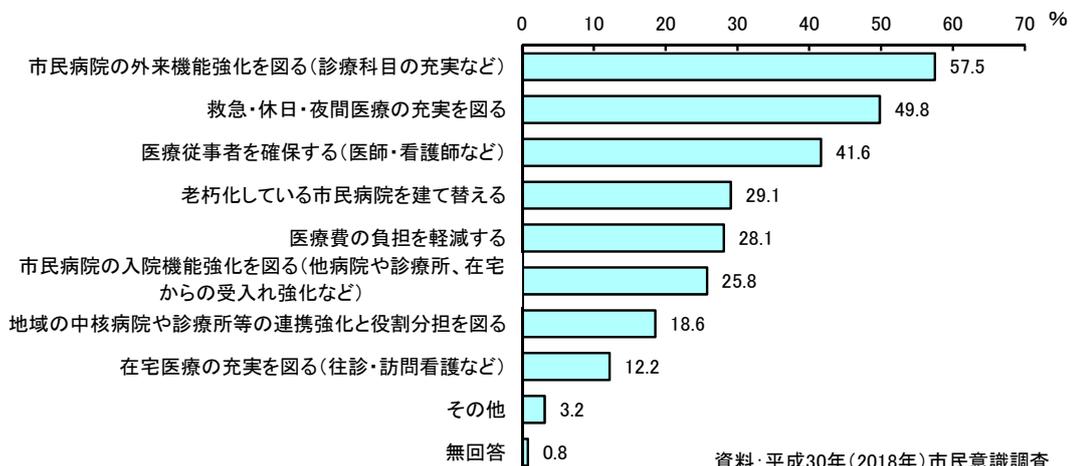
現在の医療体制について「不安を感じている」市民が約8割に達し、「市民病院の外来機能強化」や「救急・休日・夜間の医療体制の充実」が求められています。市民病院の医療従事者の確保及び機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と医療連携を強化していく必要があります。

図表-21 現在の医療体制をどう感じているか



資料：平成30年(2018年)市民意識調査

図表-22 地域の医療環境への取組で重要なこと



資料：平成30年(2018年)市民意識調査

## 施策の展開

### 1-5-1 匠瑳市民病院の機能強化と情報発信

#### 取組方針

医師及び看護師等の医療従事者の確保や医療施設・設備の充実に努め、信頼度の高い医療及び十分なケアの提供を図るとともに、情報の発信に努めます。

#### 取組内容

| 取組           | 取組の概要   | 主管課  |
|--------------|---|------|
| 医療従事者の確保     | 関係機関との連携・協力による医師、看護師等の積極的な確保と定着に努めるとともに、医師を目指す者が容易に医学部に進学できるよう、医療従事者奨学金制度の充実に努めます。      | 市民病院 |
| 経営基盤の強化      | 地域の中核病院としての機能を確保しつつ、病院の経営改善に向けた取組を着実に実施し、経営基盤の強化に努めます。                                  | 市民病院 |
| 施設・設備の計画的な整備 | 経年劣化等による施設改修及び医療機器の更新を計画的に実施し、医療の質と安全の確保を図ります。また、施設の建替えについては、病院経営の健全化を図り、新病院の整備に取り組みます。 | 市民病院 |
| 病院情報の発信      | 市民病院の医療提供体制や経営状況等を広報紙やホームページ等に掲載し、情報発信に努めます。  | 市民病院 |

#### 数値目標

| 指標             | 現状               | 目標<br>(令和5年度) |
|----------------|------------------|---------------|
| 市民病院医師数        | 8人<br>※平成30年度末   | 10人           |
| 市民病院病床利用率(99床) | 58.7%<br>※平成30年度 | 67.7%         |

## 施策の展開

### 1-5-2 身近な医療体制の充実

#### 取組方針

身近な医療機関の確保及びかかりつけ医の普及を図るとともに、在宅診療を推進し、包括的な地域医療サービスが受けられる体制の充実に努めます。

#### 取組内容

| 取組          | 取組の概要                              | 主管課   |
|-------------|------------------------------------|-------|
| 小児医療体制の連携強化 | 医師会との連携強化を図り、安心して受診できる小児医療体制に努めます。 | 健康管理課 |

| 取組        | 取組の概要  | 主管課                     |
|-----------|--|-------------------------|
| かかりつけ医の普及 | 「かかりつけ医」の普及に努め、市民が安心して医療や相談ができる医療体制の構築に努めます。   | 健康管理課<br>市民病院<br>高齢者支援課 |
| 在宅医療体制の充実 | 匝瑳市民病院において、訪問による診療や看護、リハビリテーション等の強化を図るとともに、医師会や市内の病院、在宅療養支援診療所等との連携により、在宅医療体制の充実を図ります。 | 健康管理課<br>市民病院<br>高齢者支援課 |

#### 数値目標

| 指 標        | 現 状               | 目 標<br>(令和5年度) |
|------------|-------------------|----------------|
| 在宅療養支援診療所数 | 10 か所<br>※平成30年度末 | 11 か所          |

### 施策の展開

#### 1-5-3 広域医療圏における連携強化

##### 取組方針

旭中央病院を核とした二次医療圏における医療機関との連携及び機能分担を進め、状態に応じた適切な医療を提供できる体制づくりに努めます。

##### 取組内容

| 取組                 | 取組の概要   | 主管課           |
|--------------------|---|---------------|
| 病診・病病連携の推進         | 近隣病院、診療所が持つ機能を最大限に発揮し、一貫性のある医療を提供するため、連携強化を図ります。                  | 市民病院          |
| 旭中央病院を拠点とした広域医療の充実 | 県の地域医療構想及び新公立病院改革プランに基づき、旭中央病院を拠点病院とした香取海浜医療圏における機能分担・医療連携を推進します。 | 市民病院          |
| 救急医療体制の連携強化        | 医師会や近隣病院との連携強化を図り、休日及び夜間に安心して受診できる地域医療体制の充実に努めます。                 | 健康管理課<br>市民病院 |

#### 数値目標

| 指 標             | 現 状               | 目 標<br>(令和5年度) |
|-----------------|-------------------|----------------|
| 市民病院の患者紹介率（受入れ） | 18.8%<br>※平成30年度末 | 20.0%          |

## 施策 1-6 地域福祉の推進

### 施策の大綱

民生委員・児童委員、地域包括支援センターと社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、地域福祉を推進するためのネットワークの強化を図るとともに、地域福祉を支えるボランティア等の人材の確保・育成を推進します。

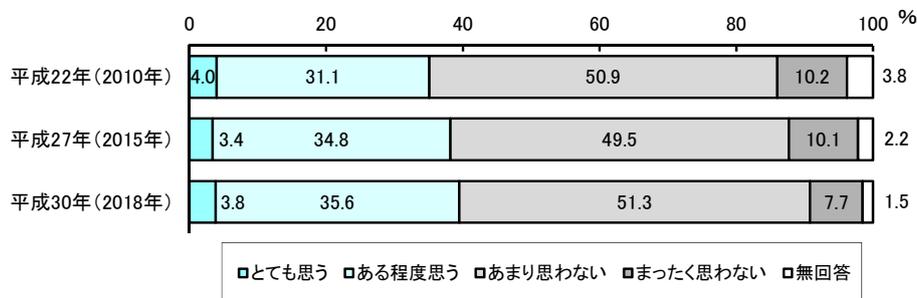
また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な人々が交流できる機会及び福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進に取り組めます。

### 施策推進の背景と課題

地域社会における連帯感や相互扶助意識の希薄化を背景に、地域で支え合う機能が低下しています。

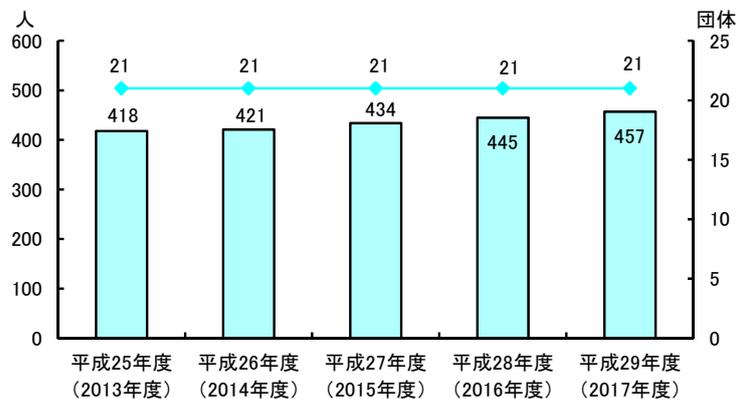
市民意識調査の結果をみると、お互いに支え合っている地域だと思う人の割合が、平成 22 年（2010 年）調査から増加しているものの、依然としてそう思わない人の割合が上回ります。また、ボランティアの担い手も横ばいで推移しています。地域全体で支え合う仕組みづくりを構築するため、社会福祉協議会等と連携し、支援の担い手となる人材の育成が課題となっています。

図表-23 お互いに支え合う雰囲気があると思う市民の割合



資料：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

図表-24 ボランティア団体数・会員数の推移



※会員数：団体に属している人+団体に属していない人

資料：市福祉課

## 施策の展開

### 1-6-1 福祉意識の醸成

#### 取組方針

市民相互の助け合いのもと、教育や啓発活動、体験活動等の様々な機会を通じて、一人ひとりの特性や違いを認め合う相互理解の促進と福祉の心の醸成を図ります。

#### 取組内容

| 取組             | 取組の概要   | 主管課          |
|----------------|---|--------------|
| 広報による意識啓発の充実   | 広報紙やホームページ等において啓発記事を掲載するとともに、地域福祉のリーダーを育成し、地域全体で支える福祉意識の醸成を図ります。          | 福祉課          |
| ボランティア活動への参加促進 | 様々な機会を活用してボランティア・市民活動に関する情報提供及び参加の呼びかけや講習会等を行うとともに、施設や団体等での受入体制の整備を促進します。 | 福祉課<br>環境生活課 |
| 学校における福祉教育の推進  | 各校が地域諸団体との連携を深め、学校教育における福祉教育やボランティア体験の機会の充実を図ります。                         | 福祉課<br>学校教育課 |

#### 数値目標

| 指標       | 現状                | 目標<br>(令和5年度) |
|----------|-------------------|---------------|
| 啓発記事掲載回数 | 19回/年<br>※平成30年度末 | 19回/年         |

## 施策の展開

### 1-6-2 地域の福祉課題の把握と共有

#### 取組方針

関係機関との連携を強化し、多様な福祉ニーズや地域課題を共有していくことで、支援が必要な人を地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。

#### 取組内容

| 取組      | 取組の概要   | 主管課 |
|---------|---|-----|
| 相談体制の充実 | 関係団体や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を深め、暮らしの中での不安や悩みを気軽に相談できる身近で利用しやすい窓口の充実を図ります。 | 福祉課 |
| 地域課題の把握 | 民生委員児童委員等の地域の福祉を担う人材や団体、関係機関等とも連携しながら、積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努めます。          | 福祉課 |

| 取組        | 取組の概要   | 主管課 |
|-----------|---|-----|
| 地域課題の発見支援 | 懇談会やワークショップの開催等、自らの地域における福祉課題やニーズを発見するためのきっかけづくりを支援します。         | 福祉課 |
| 地域課題の共有   | 地域全体あるいは個々の生活課題等について、個人情報取り扱いに留意しながら、関係機関・団体で共有するための場づくりを推進します。 | 福祉課 |

## 施策の展開

### 1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

#### 取組方針

災害時の避難において援護が必要な人の情報を把握・整理するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援・援護体制の構築を図ります。

#### 取組内容

| 取組              | 取組の概要   | 主管課                  |
|-----------------|---|----------------------|
| 地域における支援体制の整備   | 自主防災組織等の関係団体と協力し、災害時の情報伝達及び救助や、避難行動要支援者を支援するための体制を強化します。  | 福祉課<br>総務課<br>高齢者支援課 |
| 避難誘導體制の構築       | 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めます。                  | 福祉課<br>総務課<br>高齢者支援課 |
| 防災知識の普及、防災訓練の充実 | 避難行動要支援者やその家族、及び社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努めます。 | 福祉課<br>総務課<br>高齢者支援課 |
| 福祉避難所の確保        | 民間の特別養護老人ホーム等の施設と十分な協議調整を行い、福祉避難所のさらなる確保に努めます。  | 福祉課<br>総務課<br>高齢者支援課 |

## 施策の展開

### 1-6-4 地域福祉活動の活性化

#### 取組方針

地域福祉活動を担う団体等が相互に連携しながら、地域の福祉課題の解決に向けた取組を推進します。

### 取組内容

| 取組              | 取組の概要  | 主管課 |
|-----------------|--|-----|
| 地域福祉団体の活動支援     | 地域福祉の担い手となる組織に対し、活動費の助成及び活動の場の創出等の支援の充実に努め、活動の活性化を図ります。  | 福祉課 |
| 地域福祉を担う人材の育成・確保 | 福祉に関する専門的な知識や資質向上を図るための研修の開催や活動支援の充実に努めるとともに、担い手を養成する講座等を開催し、新たな人材の発掘・確保に努めます。                     | 福祉課 |
| コーディネート機能の充実    | 福祉課題の解決に向け、各種制度によるサービスのほか、支援団体等の活動につなげたり、団体同士の連携を促したりする「コーディネート機能」の充実に努めるとともに、在宅の障害児等の相談支援に取り組みます。 | 福祉課 |
| 参加しやすい活動機会の充実   | 誰もが気軽に福祉活動に参加・継続できるよう、ボランティア・市民活動に関する情報提供等の充実や地域における交流の場づくりを推進します。                                 | 福祉課 |

### 数値目標

| 指 標           | 現 状                     | 目 標<br>(令和5年度) |
|---------------|-------------------------|----------------|
| ボランティア団体数・会員数 | 21 団体・466 人<br>※平成30年度末 | 25 団体・480 人    |

## 施策の展開

### 1-6-5 低所得者等に対する支援の充実

#### 取組方針

低所得者等の生活困窮者の状況を把握しながら適切な援護を行うとともに、就労指導や各種相談の充実等、経済的自立に向けた支援の充実に努めます。

#### 取組内容

| 取組               | 取組の概要  | 主管課 |
|------------------|--|-----|
| 生活保護の適切な運用       | 関係機関との連携のもと、生活困窮者の的確な状況把握に努めながら、状況に応じた適正な生活保護制度の運用を図ります。 | 福祉課 |
| 経済的自立に向けた相談支援の充実 | 各種貸付制度の紹介や就労支援員による就労支援等、経済的自立に向けた相談支援の充実に努めます。           | 福祉課 |

| 取組        | 取組の概要  | 主管課 |
|-----------|--|-----|
| 相談支援体制の強化 | 離職や疾病、多重債務等による生活困窮者に対応するため、自立への相談支援体制の強化を図ります。 | 福祉課 |

#### 数値目標

| 指 標         | 現 状              | 目 標<br>(令和5年度) |
|-------------|------------------|----------------|
| 就労支援による自立件数 | 5件／年<br>※平成30年度末 | 6件／年           |